

消防予第396号  
平成27年10月13日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査の結果について

先般、「重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査について」(平成27年6月30日消防予第265号。以下「265号通知」という。)により実施した調査の結果を別添1から別添3のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

調査の結果、消防本部が把握している重大な消防法令違反対象物（265号通知において調査対象とした違反対象物をいう。以下「重大違反対象物」という。）の多くが違反覚知から長期間経過している状況となっているところです（例えば、違反覚知からの経過年数が5年以上経過している割合は屋内消火栓設備で52%、スプリンクラー設備で22%、自動火災報知設備で65%）。

また、重大違反対象物のそのほとんどは警告前段の行政指導を実施している状況にありますが、当該指導において改修期限を定めている対象物の割合は低い状況となっているところです（屋内消火栓設備26%、スプリンクラー設備34%、自動火災報知設備23%）。

重大違反対象物は、火災危険性の高いものであると考えられ、重点的に違反を是正させていく必要があることから、履行期限を定めて指導を行うとともに、その期限が経過した場合等においては躊躇することなく違反処理に移行し、早期是正を徹底していくことが重要です。

つきましては、下記に留意し、引き続き各消防本部における重大違反対象物の早期是正の徹底を図られますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。以下同じ。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村等における調査結果の詳細については、必要に応じ各市町村等における事務の参考となるよう適切に情報共有いただきますようお願いします。

記

1 履行期限の指導について

履行期限を定めていない重大違反対象物については、期限を付して早急に改修計画書の提出を求めるなどにより、可能な限り早期に適切な履行期限を定めるよう指導する必要があると考えられること。現時点で把握する特定防火対象物に係る重大違反対象物については全て、特段の事情等により履行期限を定めるまでに時間を要する場合であっても、遅くとも平成 28 年 3 月末までには、適切な履行期限を定めるよう徹底した指導を行うとともに、下記 2 により違反処理への移行の必要性を検討されたいこと。

なお、履行期限については、社会通念上是正可能と認められる最短の期限とすることが適切と考えられるが、この場合の目安については、立入検査標準マニュアル「9 報告内容の指導」を参考とされたいこと。

また、改修計画書の提出期限等については、立入検査標準マニュアル「7 改修（計画）報告の指導」を参考とされたいこと。

## 2 違反処理への移行について

(1) 次に該当する場合は、原則として、違反処理に移行することが適切であると考えられること。

なお、違反処理を一定期間留保すべき特段の事情があると認める場合であって、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況から判断して、直ちに違反処理を行わなくとも当該期間において、火災発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合は、違反処理を一定期間留保することが考えられるが、その場合には当該留保の理由を明確にされたいこと。

ア 提出期限を過ぎても改修計画書が提出されない場合（行政指導に全く応じないなど、明らかに是正意思がない場合を含む。）

イ 改修計画書の内容に不備があり、かつ、期限を定めて当該計画書のは正を指導したにもかかわらず、当該期限を過ぎても当該指導に応じない場合（例：適切な履行期限を定めるよう指導したにもかかわらず、履行期限を定めない場合）

ウ 履行期限までに違反のは正が完了していないと認められる場合

エ アからウにかかるわらず、直ちに違反処理を行う必要があると認める場合

(2) 違反処理への移行の必要性の検討にあたっては、違反は正支援アドバイザー制度や弁護士相談事業を積極的に活用されたいこと。

## 3 その他

(1) 重大な消防法令違反対象物の実態等については、以下により、引き続きフォローアップ調査を実施する予定であること。

ア 次回：平成 27 年 12 月 31 日現在の調査を実施

イ 次々回以降：防火対象物実態等調査の一環として実施（基準日は平成 28 年 3 月 31 日現在とする予定）

(2) 立入検査及び違反是正の執行体制及び管理体制については、「「査察規程の作成例」の送付について」（平成 27 年 3 月 31 日付け消防予第 137 号）を参考に、査察規程等（規程の運用やマニュアル等を含む。）を定めておくことが重要であること。

重大違反対象物の早期是正の徹底を図るためには、特に、改修計画書の指導（履行期限の指導を含む。）及び違反処理への移行に係る要件を具体的に定めておくことが重要であると考えられることから、これらを具体的に定めていない消防本部においては、早期にその整備を図られたいこと。

なお、査察規程等の整備・検討状況については、(1)アの機会にあわせて、調査を行う予定であること。

(3) 違反対象物の公表制度の実施については、「違反対象物の公表制度の実施の推進について」（平成 27 年 3 月 31 日付け消防予第 133 号）により、その推進について通知したところであるが、引き続き、具体的な検討及び実施に向けた所要の準備を進められたいこと。

なお、検討状況については、10 月中を目途に調査を行う予定であること。

## 重大違反対象物※1の状況※2(屋内消火栓設備／特定防火対象物※3)

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数※4	違反覚知からの経過年数※5						重大違反率(%)※4	是正指導・是正措置の状況		警告対象物数	命令対象物数	
			1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明※6		是正指導・是正措置中の対象物数	警告前段の行政指導実施中の対象物数			
			C(C/C)	D(D/C)	E(E/C)	F(F/C)	G(G/C)	H(H/C)		J(J/C/B)	K(K/C)	L(L/C)	M(M/C)	N(N/C)
北海道	5,599	64 (100.0%)	12 (18.8%)	12 (18.8%)	8 (12.5%)	13 (20.3%)	19 (29.7%)	0 (0.0%)	1.14%	64 (100.0%)	59 (92.2%)	21 (32.8%)	5 (7.8%)	0 (0.0%)
青森県	1,083	50 (100.0%)	7 (14.0%)	8 (16.0%)	10 (16.0%)	17 (20.0%)	0 (34.0%)	0 (0.0%)	4.62%	50 (100.0%)	50 (100.0%)	19 (38.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
岩手県	1,352	39 (100.0%)	7 (17.9%)	6 (15.4%)	7 (17.9%)	10 (25.6%)	9 (23.1%)	0 (0.0%)	2.88%	39 (100.0%)	39 (100.0%)	12 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
宮城県	1,657	31 (100.0%)	4 (12.9%)	11 (35.5%)	1 (3.2%)	3 (9.7%)	12 (38.7%)	0 (0.0%)	1.87%	31 (100.0%)	31 (100.0%)	16 (51.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
秋田県	1,247	36 (100.0%)	6 (16.7%)	3 (8.3%)	2 (5.6%)	7 (19.4%)	18 (50.0%)	0 (0.0%)	2.89%	36 (100.0%)	34 (94.4%)	7 (19.4%)	2 (5.6%)	0 (0.0%)
山形県	1,238	30 (100.0%)	3 (10.0%)	5 (16.7%)	5 (16.7%)	8 (26.7%)	9 (30.0%)	0 (0.0%)	2.42%	30 (100.0%)	30 (100.0%)	9 (30.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福島県	1,675	43 (100.0%)	4 (9.3%)	7 (16.3%)	2 (4.7%)	7 (16.3%)	23 (53.5%)	0 (0.0%)	2.57%	43 (100.0%)	40 (93.0%)	12 (27.9%)	3 (7.0%)	0 (0.0%)
茨城県	2,059	71 (100.0%)	17 (23.9%)	8 (11.3%)	6 (8.5%)	16 (22.5%)	24 (33.8%)	0 (0.0%)	3.45%	71 (100.0%)	70 (98.6%)	13 (18.3%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)
栃木県	1,537	48 (100.0%)	7 (14.6%)	15 (31.3%)	0 (0.0%)	11 (22.9%)	15 (31.3%)	0 (0.0%)	3.12%	48 (100.0%)	44 (91.7%)	17 (35.4%)	4 (8.3%)	0 (0.0%)
群馬県	1,693	84 (100.0%)	14 (16.7%)	25 (29.8%)	9 (10.7%)	10 (11.9%)	26 (31.0%)	0 (0.0%)	4.96%	84 (100.0%)	83 (98.8%)	44 (52.4%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)
埼玉県	3,182	43 (100.0%)	11 (25.6%)	9 (20.9%)	4 (9.3%)	7 (16.3%)	12 (27.9%)	0 (0.0%)	1.35%	43 (100.0%)	41 (95.3%)	19 (44.2%)	2 (4.7%)	0 (0.0%)
千葉県	2,739	40 (100.0%)	4 (10.0%)	5 (12.5%)	2 (5.0%)	5 (12.5%)	21 (52.5%)	3 (7.5%)	1.46%	36 (90.0%)	34 (85.0%)	8 (20.0%)	2 (5.0%)	0 (0.0%)
東京都	6,902	11 (100.0%)	3 (27.3%)	3 (27.3%)	2 (18.2%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.16%	11 (100.0%)	9 (81.8%)	3 (27.3%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)
神奈川県	4,348	28 (100.0%)	4 (14.3%)	13 (46.4%)	1 (3.6%)	3 (10.7%)	7 (25.0%)	0 (0.0%)	0.64%	28 (100.0%)	22 (78.6%)	0 (0.0%)	5 (17.9%)	1 (3.6%)
新潟県	2,443	39 (100.0%)	7 (17.9%)	6 (15.4%)	3 (7.7%)	8 (20.5%)	15 (38.5%)	0 (0.0%)	1.60%	39 (100.0%)	39 (100.0%)	12 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
富山県	989	9 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	5 (55.6%)	0 (0.0%)	0.91%	9 (100.0%)	9 (100.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
石川県	1,043	27 (100.0%)	1 (3.7%)	1 (3.7%)	1 (3.7%)	5 (18.5%)	18 (66.7%)	1 (3.7%)	2.59%	27 (100.0%)	27 (100.0%)	7 (25.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福井県	844	28 (100.0%)	3 (10.7%)	2 (7.1%)	4 (14.3%)	10 (35.7%)	7 (25.0%)	2 (7.1%)	3.32%	28 (100.0%)	25 (89.3%)	8 (28.6%)	1 (3.6%)	2 (7.1%)
山梨県	836	51 (100.0%)	4 (7.8%)	11 (21.6%)	6 (11.8%)	3 (5.9%)	26 (51.0%)	1 (2.0%)	6.10%	51 (100.0%)	50 (98.0%)	5 (9.8%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)
長野県	3,592	145 (100.0%)	15 (10.3%)	14 (9.7%)	13 (9.0%)	20 (13.8%)	83 (57.2%)	0 (0.0%)	4.04%	145 (100.0%)	141 (97.2%)	54 (37.2%)	4 (2.8%)	0 (0.0%)
岐阜県	1,726	82 (100.0%)	13 (15.9%)	10 (12.2%)	5 (6.1%)	17 (20.7%)	37 (45.1%)	0 (0.0%)	4.75%	82 (100.0%)	80 (97.6%)	17 (20.7%)	1 (1.2%)	1 (1.2%)
静岡県	2,535	68 (100.0%)	5 (7.4%)	15 (22.1%)	4 (5.9%)	17 (25.0%)	27 (39.7%)	0 (0.0%)	2.68%	68 (100.0%)	68 (100.0%)	11 (16.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
愛知県	3,985	269 (100.0%)	56 (20.8%)	74 (27.5%)	54 (20.1%)	50 (18.6%)	34 (12.6%)	1 (0.4%)	6.75%	266 (98.9%)	261 (97.0%)	71 (26.4%)	5 (1.9%)	0 (0.0%)
三重県	1,369	53 (100.0%)	6 (11.3%)	16 (30.2%)	6 (11.3%)	13 (24.5%)	11 (20.8%)	1 (1.9%)	3.87%	53 (100.0%)	53 (100.0%)	12 (22.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
滋賀県	953	39 (100.0%)	13 (33.3%)	5 (12.8%)	5 (12.8%)	4 (10.3%)	12 (30.8%)	0 (0.0%)	4.09%	39 (100.0%)	38 (97.4%)	12 (30.8%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)
京都府	1,611	27 (100.0%)	4 (14.8%)	6 (22.2%)	1 (3.7%)	2 (7.4%)	14 (51.9%)	0 (0.0%)	1.68%	27 (100.0%)	27 (100.0%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

**重大違反対象物※1の状況※2(屋内消火栓設備／特定防火対象物※3)**

都道府県名	義務対象物数	違反覚知からの経過年数 ※5							重大違反率(%)※4	(参考)是正指導・是正措置の状況					
		重大違反対象物数※4	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明※6		是正指導・是正措置中の対象物数	警告前段の行政指導実施中の対象物数	改修期限を定めている対象物数	警告対象物数	命令対象物数	
			C(C/C)	D(D/C)	E(E/C)	F(F/C)	G(G/C)	H(H/C)	I(I/C)	J(J/C/B)	K(K/C)	L(L/C)	M(M/C)	N(N/C)	O(O/C)
A	B	6,581	176 (100.0%)	25 (14.2%)	39 (22.2%)	24 (13.6%)	28 (15.9%)	58 (33.0%)	2 (1.1%)	2.67%	176 (100.0%)	175 (99.4%)	21 (11.9%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)
大阪府		3,431	25 (100.0%)	9 (36.0%)	3 (12.0%)	1 (4.0%)	2 (8.0%)	7 (28.0%)	3 (12.0%)	0.73%	25 (100.0%)	24 (96.0%)	15 (60.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)
兵庫県		977	40 (100.0%)	6 (15.0%)	8 (20.0%)	5 (12.5%)	2 (5.0%)	19 (47.5%)	0 (0.0%)	4.09%	40 (100.0%)	39 (97.5%)	16 (40.0%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)
奈良県		731	15 (100.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	3 (20.0%)	9 (60.0%)	0 (0.0%)	2.05%	15 (100.0%)	15 (100.0%)	8 (53.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和歌山県		581	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.52%	3 (100.0%)	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
鳥取県		697	6 (100.0%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	0.86%	6 (100.0%)	6 (100.0%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
島根県		1,641	67 (100.0%)	7 (10.4%)	9 (13.4%)	4 (6.0%)	9 (13.4%)	38 (56.7%)	0 (0.0%)	4.08%	67 (100.0%)	65 (97.0%)	18 (26.9%)	2 (3.0%)	0 (0.0%)
岡山県		2,260	78 (100.0%)	12 (15.4%)	15 (19.2%)	6 (7.7%)	11 (14.1%)	33 (42.3%)	1 (1.3%)	3.45%	78 (100.0%)	76 (97.4%)	7 (9.0%)	2 (2.6%)	0 (0.0%)
広島県		984	10 (100.0%)	4 (40.0%)	3 (30.0%)	1 (10.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1.02%	10 (100.0%)	9 (90.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)
山口県		619	35 (100.0%)	4 (11.4%)	4 (11.4%)	3 (8.6%)	9 (25.7%)	11 (31.4%)	4 (11.4%)	5.65%	31 (88.6%)	31 (88.6%)	8 (22.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
徳島県		933	54 (100.0%)	6 (11.1%)	8 (14.8%)	8 (14.8%)	10 (18.5%)	22 (40.7%)	0 (0.0%)	5.79%	54 (100.0%)	50 (92.6%)	16 (29.6%)	4 (7.4%)	0 (0.0%)
香川県		1,264	58 (100.0%)	8 (13.8%)	18 (31.0%)	13 (22.4%)	10 (17.2%)	7 (12.1%)	2 (3.4%)	4.59%	58 (100.0%)	58 (100.0%)	8 (13.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
愛媛県		721	20 (100.0%)	5 (25.0%)	4 (20.0%)	1 (5.0%)	3 (15.0%)	7 (35.0%)	0 (0.0%)	2.77%	20 (100.0%)	20 (100.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
高知県		3,822	55 (100.0%)	11 (20.0%)	14 (25.5%)	9 (16.4%)	4 (7.3%)	16 (29.1%)	1 (1.8%)	1.44%	55 (100.0%)	55 (100.0%)	5 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福岡県		764	25 (100.0%)	7 (28.0%)	8 (32.0%)	1 (4.0%)	4 (16.0%)	5 (20.0%)	0 (0.0%)	3.27%	25 (100.0%)	25 (100.0%)	8 (32.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
佐賀県		990	15 (100.0%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)	1.52%	15 (100.0%)	15 (100.0%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
長崎県		1,516	32 (100.0%)	6 (18.8%)	4 (12.5%)	5 (15.6%)	1 (3.1%)	15 (46.9%)	1 (3.1%)	2.11%	32 (100.0%)	30 (93.8%)	3 (9.4%)	2 (6.3%)	0 (0.0%)
熊本県		975	4 (100.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0.41%	4 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
大分県		819	18 (100.0%)	2 (11.1%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	3 (16.7%)	11 (61.1%)	0 (0.0%)	2.20%	18 (100.0%)	17 (94.4%)	3 (16.7%)	1 (5.6%)	0 (0.0%)
宮崎県		1,182	36 (100.0%)	4 (11.1%)	5 (13.9%)	2 (5.6%)	7 (19.4%)	18 (50.0%)	0 (0.0%)	3.05%	36 (100.0%)	36 (100.0%)	18 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
鹿児島県		1,028	7 (100.0%)	1 (14.3%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0.68%	7 (100.0%)	6 (85.7%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)
合計		90,753	2,234 (100.0%)	358 (16.0%)	443 (19.8%)	247 (11.1%)	376 (16.8%)	787 (35.2%)	23 (1.0%)	2.46%	2,223 (99.5%)	2,163 (96.8%)	581 (26.0%)	55 (2.5%)	5 (0.2%)

※1 「重大違反対象物」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる用途に供される防火対象物のうち、消防法(昭和23年法律第168号)第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもので、次に掲げるものをいう。

(1)これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの

(2)(1)以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障が有るもの※

※「機能に重大な支障のあるもの」とは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。

注)重大違反対象物に該当するか否かは、消防用設備等の設置単位ごとに、かつ、複合用途防火対象物の場合は、同一用途に供される部分ごとに判断。

※2 調査基準日は平成27年6月30日であるが、消防本部で運用している予防業務システムの仕様等により調査基準日での集計ができない場合は、消防本部が集計可能な任意の時点で集計。

※3 「特定防火対象物」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物をいう。

※4 「重大違反対象物数」は、消防本部において覚知・集計している重大違反対象物の数である(立入検査の実施状況等により、覚知していないものが存在する場合がある。)。

※5 平成27年6月30日を基準日とする。

※6 回答要領に従い「不明」の旨回答があつたもののほか、回答要領による回答がなく覚知年月日が不明であるものを含む。

## 重大違反対象物※1の状況※2(スプリンクラー設備／特定防火対象物※3)

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数※4	違反覚知からの経過年数※5						重大違反率(%)※4	(参考)是正指導・是正措置の状況					
			1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明※6		是正指導・是正措置中の対象物数	警告前段の行政指導実施中の対象物数	改修期限を定めている対象物数	警告対象物数	命令対象物数	
			C(C/C)	D(D/C)	E(E/C)	F(F/C)	G(G/C)	H(H/C)		J(J/C/B)	K(K/C)	L(L/C)	M(M/C)	N(N/C)	O(O/C)
北海道	4,087	6 (100.0%)	4 (66.7%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.15%	6 (100.0%)	6 (100.0%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
青森県	1,110	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.36%	4 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
岩手県	910	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0.00%	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	
宮城県	1,273	4 (100.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.31%	4 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
秋田県	921	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.22%	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
山形県	770	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0.39%	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
福島県	1,116	6 (100.0%)	1 (16.7%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0.54%	6 (100.0%)	6 (100.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
茨城県	1,527	21 (100.0%)	10 (47.6%)	3 (14.3%)	2 (9.5%)	5 (23.8%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	1.38%	21 (100.0%)	21 (100.0%)	12 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
栃木県	1,080	12 (100.0%)	1 (8.3%)	8 (66.7%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1.11%	12 (100.0%)	9 (75.0%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	0 (0.0%)	
群馬県	1,559	8 (100.0%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	0.51%	8 (100.0%)	8 (100.0%)	6 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
埼玉県	2,982	10 (100.0%)	7 (70.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	0.34%	10 (100.0%)	9 (90.0%)	7 (70.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	
千葉県	2,628	9 (100.0%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	3 (33.3%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.34%	9 (100.0%)	9 (100.0%)	4 (44.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
東京都	5,624	6 (100.0%)	2 (33.3%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.11%	6 (100.0%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	
神奈川県	4,063	7 (100.0%)	3 (42.9%)	1 (14.3%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.17%	7 (100.0%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	
新潟県	1,471	2 (100.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.14%	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
富山県	763	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0.00%	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	
石川県	819	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0.24%	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
福井県	471	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0.00%	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	
山梨県	500	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.20%	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
長野県	1,307	9 (100.0%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.69%	9 (100.0%)	7 (77.8%)	5 (55.6%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	
岐阜県	1,230	5 (100.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0.41%	5 (100.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
静岡県	1,814	11 (100.0%)	2 (18.2%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	4 (36.4%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0.61%	11 (100.0%)	10 (90.9%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	
愛知県	3,932	27 (100.0%)	12 (44.4%)	10 (37.0%)	3 (11.1%)	1 (3.7%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	0.69%	26 (96.3%)	25 (92.6%)	10 (37.0%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	
三重県	1,206	12 (100.0%)	3 (25.0%)	4 (33.3%)	3 (25.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1.00%	12 (100.0%)	11 (91.7%)	3 (25.0%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	
滋賀県	702	2 (100.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.28%	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
京都府	1,246	7 (100.0%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0.56%	7 (100.0%)	7 (100.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	

**重大違反対象物※1の状況※2(スプリンクラー設備／特定防火対象物※3)**

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数※4	違反覚知からの経過年数※5						重大違反率(%)※4	(参考)是正指導・是正措置の状況					
			1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明※6		是正指導・是正措置中の対象物数	警告前段の行政指導実施中の対象物数	改修期限を定めている対象物数	警告対象物数	命令対象物数	
			C(C/C)	D(D/C)	E(E/C)	F(F/C)	G(G/C)	H(H/C)	I(I/C)	J(J/C/B)	K(K/C)	L(L/C)	M(M/C)	N(N/C)	O(O/C)
A	B														
大阪府	4,661	28 (100.0%)	8 (28.6%)	10 (35.7%)	2 (7.1%)	1 (3.6%)	4 (14.3%)	3 (10.7%)	0.60%	28 (100.0%)	27 (96.4%)	4 (14.3%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)	
兵庫県	2,749	5 (100.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.18%	5 (100.0%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	
奈良県	707	9 (100.0%)	3 (33.3%)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	4 (44.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1.27%	9 (100.0%)	9 (100.0%)	5 (55.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
和歌山県	795	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.13%	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
鳥取県	433	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0.00%	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	
島根県	618	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0.00%	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	
岡山県	1,861	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.11%	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
広島県	1,838	7 (100.0%)	2 (28.6%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.38%	7 (100.0%)	5 (71.4%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	
山口県	1,027	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.10%	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	
徳島県	598	8 (100.0%)	4 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (50.0%)	0 (0.0%)	1.34%	8 (100.0%)	8 (100.0%)	6 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
香川県	747	3 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0.40%	3 (100.0%)	2 (66.7%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	
愛媛県	1,082	6 (100.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0.55%	6 (100.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
高知県	578	3 (100.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.52%	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
福岡県	3,375	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.03%	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
佐賀県	809	2 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.25%	2 (100.0%)	2 (100.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
長崎県	1,169	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.09%	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
熊本県	1,630	3 (100.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.18%	3 (100.0%)	3 (100.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
大分県	1,024	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0.10%	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
宮崎県	985	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0.10%	1 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
鹿児島県	1,474	8 (100.0%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)	1 (12.5%)	0 (0.0%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	0.54%	8 (100.0%)	8 (100.0%)	4 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
沖縄県	859	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.81%	7 (100.0%)	6 (85.7%)	4 (57.1%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	
合計	74,130	273 (100.0%)	94 (34.4%)	77 (28.2%)	36 (13.2%)	34 (12.5%)	26 (9.5%)	6 (2.2%)	0.37%	272 (99.6%)	249 (91.2%)	93 (34.1%)	21 (7.7%)	2 (0.7%)	

※1 「重大違反対象物」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる用途に供される防火対象物のうち、消防法(昭和23年法律第168号)第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもので、次に掲げるものをいう。

(1)これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの

(2)(1)以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障が有るもの※

※「機能に重大な支障のあるもの」とは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。

注)重大違反対象物に該当するか否かは、消防用設備等の設置単位ごとに、かつ、複合用途防火対象物の場合は、同一用途に供される部分ごとに判断。

※2 調査基準日は平成27年6月30日であるが、消防本部で運用している予防業務システムの仕様等により調査基準日での集計ができるない場合は、消防本部が集計可能な任意の時点で集計。

※3 「特定防火対象物」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物をいう。

※4 「重大違反対象物数」は、消防本部において覚知・集計している重大違反対象物の数である(立入検査の実施状況等により、覚知していないものが存在する場合がある。)。

※5 平成27年6月30日を基準日とする。

※6 回答要領に従い「不明」の旨回答があつたもののほか、回答要領による回答がなく覚知年月日が不明であるものを含む。

## 重大違反対象物※1の状況※2(自動火災報知設備／特定防火対象物※3)

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数※4	違反覚知からの経過年数※5						重大違反率(%)※4	是正指導・是正措置中の対象物数		改修期限を定めている対象物数	警告対象物数	命令対象物数
			1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明※6		警告前段の行政指導実施中の対象物数				
			C(C/C)	D(D/C)	E(E/C)	F(F/C)	G(G/C)	H(H/C)		I(I/C)	J(C/B)	K(K/C)	L(L/C)	M(M/C)
北海道	28,699	326 (100.0%)	37 (11.3%)	31 (9.5%)	21 (6.4%)	136 (41.7%)	95 (29.1%)	6 (1.8%)	1.14%	319 (97.9%)	312 (95.7%)	92 (28.2%)	6 (1.8%)	1 (0.3%)
青森県	7,117	314 (100.0%)	32 (10.2%)	24 (7.6%)	28 (8.9%)	154 (49.0%)	76 (24.2%)	0 (0.0%)	4.41%	313 (99.7%)	313 (99.7%)	104 (33.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
岩手県	7,670	146 (100.0%)	11 (7.5%)	12 (8.2%)	22 (15.1%)	70 (47.9%)	30 (20.5%)	1 (0.7%)	1.90%	146 (100.0%)	146 (100.0%)	14 (9.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
宮城県	10,406	54 (100.0%)	1 (1.9%)	14 (25.9%)	2 (3.7%)	19 (35.2%)	17 (31.5%)	1 (1.9%)	0.52%	54 (100.0%)	53 (98.1%)	31 (57.4%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)
秋田県	6,209	183 (100.0%)	13 (7.1%)	24 (13.1%)	12 (6.6%)	66 (36.1%)	68 (37.2%)	0 (0.0%)	2.95%	183 (100.0%)	179 (97.8%)	33 (18.0%)	4 (2.2%)	0 (0.0%)
山形県	6,813	105 (100.0%)	9 (8.6%)	12 (11.4%)	6 (5.7%)	42 (40.0%)	32 (30.5%)	4 (3.8%)	1.54%	105 (100.0%)	104 (99.0%)	28 (26.7%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)
福島県	10,317	266 (100.0%)	12 (4.5%)	18 (6.8%)	15 (5.6%)	116 (43.6%)	101 (38.0%)	4 (1.5%)	2.58%	266 (100.0%)	264 (99.2%)	76 (28.6%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)
茨城県	12,249	249 (100.0%)	25 (10.0%)	33 (13.3%)	20 (8.0%)	112 (45.0%)	59 (23.7%)	0 (0.0%)	2.03%	249 (100.0%)	245 (98.4%)	84 (33.7%)	4 (1.6%)	0 (0.0%)
栃木県	9,928	171 (100.0%)	24 (14.0%)	32 (18.7%)	5 (2.9%)	49 (28.7%)	61 (35.7%)	0 (0.0%)	1.72%	171 (100.0%)	166 (97.1%)	38 (22.2%)	5 (2.9%)	0 (0.0%)
群馬県	11,066	254 (100.0%)	19 (7.5%)	40 (15.7%)	17 (6.7%)	100 (39.4%)	78 (30.7%)	0 (0.0%)	2.30%	254 (100.0%)	252 (99.2%)	162 (63.8%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)
埼玉県	23,399	308 (100.0%)	54 (17.5%)	34 (11.0%)	23 (7.5%)	134 (43.5%)	50 (16.2%)	13 (4.2%)	1.32%	307 (99.7%)	304 (98.7%)	61 (19.8%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)
千葉県	18,991	389 (100.0%)	32 (8.2%)	28 (7.2%)	30 (7.7%)	178 (45.8%)	77 (19.8%)	44 (11.3%)	2.05%	318 (81.7%)	314 (80.7%)	67 (17.2%)	4 (1.0%)	0 (0.0%)
東京都	55,769	90 (100.0%)	47 (52.2%)	18 (20.0%)	5 (5.6%)	5 (5.6%)	2 (2.2%)	13 (14.4%)	0.16%	81 (90.0%)	69 (76.7%)	16 (17.8%)	10 (11.1%)	2 (2.2%)
神奈川県	29,719	177 (100.0%)	38 (21.5%)	21 (11.9%)	17 (9.6%)	54 (30.5%)	37 (20.9%)	10 (5.6%)	0.60%	175 (98.9%)	172 (97.2%)	21 (11.9%)	3 (1.7%)	0 (0.0%)
新潟県	13,822	143 (100.0%)	7 (4.9%)	12 (8.4%)	4 (2.8%)	81 (56.6%)	39 (27.3%)	0 (0.0%)	1.03%	143 (100.0%)	140 (97.9%)	51 (35.7%)	3 (2.1%)	0 (0.0%)
富山県	5,358	29 (100.0%)	2 (6.9%)	4 (13.8%)	5 (17.2%)	5 (17.2%)	13 (44.8%)	0 (0.0%)	0.54%	29 (100.0%)	29 (100.0%)	6 (20.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
石川県	7,317	175 (100.0%)	9 (5.1%)	34 (19.4%)	8 (4.6%)	71 (40.6%)	48 (27.4%)	5 (2.9%)	2.39%	175 (100.0%)	175 (100.0%)	37 (21.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福井県	5,747	80 (100.0%)	13 (16.3%)	11 (13.8%)	7 (8.8%)	27 (33.8%)	20 (25.0%)	2 (2.5%)	1.39%	80 (100.0%)	80 (100.0%)	23 (28.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山梨県	6,091	153 (100.0%)	4 (2.6%)	4 (2.6%)	6 (3.9%)	73 (47.7%)	61 (39.9%)	5 (3.3%)	2.51%	153 (100.0%)	153 (100.0%)	18 (11.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
長野県	17,612	415 (100.0%)	39 (9.4%)	55 (13.3%)	29 (7.0%)	134 (32.3%)	158 (38.1%)	0 (0.0%)	2.36%	415 (100.0%)	410 (98.8%)	158 (38.1%)	5 (1.2%)	0 (0.0%)
岐阜県	11,573	418 (100.0%)	53 (12.7%)	28 (6.7%)	34 (8.1%)	131 (31.3%)	160 (38.3%)	12 (2.9%)	3.61%	418 (100.0%)	404 (96.7%)	78 (18.7%)	3 (0.7%)	11 (2.6%)
静岡県	18,355	316 (100.0%)	26 (8.2%)	41 (13.0%)	26 (8.2%)	103 (32.6%)	118 (37.3%)	2 (0.6%)	1.72%	316 (100.0%)	314 (99.4%)	39 (12.3%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)
愛知県	29,815	762 (100.0%)	99 (13.0%)	149 (19.6%)	113 (14.8%)	227 (29.8%)	144 (18.9%)	30 (3.9%)	2.56%	729 (95.7%)	717 (94.1%)	130 (17.1%)	12 (1.6%)	0 (0.0%)
三重県	9,362	285 (100.0%)	16 (5.6%)	23 (8.1%)	17 (6.0%)	183 (64.2%)	39 (13.7%)	7 (2.5%)	3.04%	285 (100.0%)	284 (99.6%)	89 (31.2%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
滋賀県	6,552	119 (100.0%)	7 (5.9%)	14 (11.8%)	15 (12.6%)	56 (47.1%)	27 (22.7%)	0 (0.0%)	1.82%	119 (100.0%)	117 (98.3%)	30 (25.2%)	2 (1.7%)	0 (0.0%)
京都府	11,141	86 (100.0%)	11 (12.8%)	11 (12.8%)	9 (10.5%)	29 (33.7%)	25 (29.1%)	1 (1.2%)	0.77%	84 (97.7%)	83 (96.5%)	8 (9.3%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)

**重大違反対象物※1の状況※2(自動火災報知設備／特定防火対象物※3)**

都道府県名	義務対象物数	重大違反対象物数※4	違反覚知からの経過年数※5						重大違反率(%)※4	(参考)是正指導・是正措置の状況				
			1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	不明※6		是正指導・是正措置中の対象物数	警告前段の行政指導実施中の対象物数	改修期限を定めている対象物数	警告対象物数	
			C(C/C)	D(D/C)	E(E/C)	F(F/C)	G(G/C)	H(H/C)	I(I/C)	J(J/C/B)	K(K/C)	L(L/C)	M(M/C)	N(N/C)
A	B	C(C/C)	D(D/C)	E(E/C)	F(F/C)	G(G/C)	H(H/C)	I(I/C)	J(J/C/B)	K(K/C)	L(L/C)	M(M/C)	N(N/C)	O(O/C)
大阪府	35,388	575 (100.0%)	84 (14.6%)	90 (15.7%)	52 (9.0%)	171 (29.7%)	162 (28.2%)	16 (2.8%)	1.62%	567 (98.6%)	560 (97.4%)	38 (6.6%)	7 (1.2%)	0 (0.0%)
兵庫県	23,426	114 (100.0%)	25 (21.9%)	10 (8.8%)	6 (5.3%)	21 (18.4%)	32 (28.1%)	20 (17.5%)	0.49%	113 (99.1%)	108 (94.7%)	26 (22.8%)	4 (3.5%)	1 (0.9%)
奈良県	5,748	121 (100.0%)	9 (7.4%)	9 (7.4%)	8 (6.6%)	38 (31.4%)	49 (40.5%)	8 (6.6%)	2.11%	121 (100.0%)	121 (100.0%)	40 (33.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
和歌山県	5,662	53 (100.0%)	5 (9.4%)	1 (1.9%)	6 (11.3%)	17 (32.1%)	24 (45.3%)	0 (0.0%)	0.94%	51 (96.2%)	51 (96.2%)	10 (18.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
鳥取県	3,686	36 (100.0%)	6 (16.7%)	10 (27.8%)	2 (5.6%)	10 (27.8%)	4 (11.1%)	4 (11.1%)	0.98%	36 (100.0%)	36 (100.0%)	3 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
島根県	5,075	27 (100.0%)	4 (14.8%)	3 (11.1%)	3 (11.1%)	12 (44.4%)	5 (18.5%)	0 (0.0%)	0.53%	27 (100.0%)	27 (100.0%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
岡山県	9,070	252 (100.0%)	34 (13.5%)	24 (9.5%)	11 (4.4%)	91 (36.1%)	92 (36.5%)	0 (0.0%)	2.78%	252 (100.0%)	246 (97.6%)	58 (23.0%)	6 (2.4%)	0 (0.0%)
広島県	14,623	322 (100.0%)	57 (17.7%)	55 (17.1%)	11 (3.4%)	104 (32.3%)	89 (27.6%)	6 (1.9%)	2.20%	322 (100.0%)	317 (98.4%)	42 (13.0%)	5 (1.6%)	0 (0.0%)
山口県	7,295	62 (100.0%)	8 (12.9%)	10 (16.1%)	4 (6.5%)	20 (32.3%)	20 (32.3%)	0 (0.0%)	0.85%	62 (100.0%)	62 (100.0%)	10 (16.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
徳島県	5,030	145 (100.0%)	13 (9.0%)	6 (4.1%)	1 (0.7%)	38 (26.2%)	66 (45.5%)	21 (14.5%)	2.88%	126 (86.9%)	126 (86.9%)	19 (13.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
香川県	5,857	289 (100.0%)	16 (5.5%)	18 (6.2%)	20 (6.9%)	106 (36.7%)	123 (42.6%)	6 (2.1%)	4.93%	289 (100.0%)	289 (96.9%)	36 (12.5%)	9 (3.1%)	0 (0.0%)
愛媛県	7,831	314 (100.0%)	14 (4.5%)	41 (13.1%)	30 (9.6%)	152 (48.4%)	64 (20.4%)	13 (4.1%)	4.01%	314 (100.0%)	313 (99.7%)	61 (19.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
高知県	4,164	145 (100.0%)	14 (9.7%)	28 (19.3%)	32 (22.1%)	58 (40.0%)	13 (9.0%)	0 (0.0%)	3.48%	145 (100.0%)	144 (99.3%)	23 (15.9%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)
福岡県	23,927	188 (100.0%)	20 (10.6%)	24 (12.8%)	16 (8.5%)	71 (37.8%)	55 (29.3%)	2 (1.1%)	0.79%	187 (99.5%)	187 (99.5%)	35 (18.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
佐賀県	5,073	122 (100.0%)	12 (9.8%)	16 (13.1%)	13 (10.7%)	54 (44.3%)	18 (14.8%)	9 (7.4%)	2.40%	122 (100.0%)	120 (98.4%)	37 (30.3%)	2 (1.6%)	0 (0.0%)
長崎県	8,497	86 (100.0%)	7 (8.1%)	10 (11.6%)	7 (8.1%)	43 (50.0%)	19 (22.1%)	0 (0.0%)	1.01%	86 (100.0%)	86 (100.0%)	13 (15.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
熊本県	10,984	127 (100.0%)	15 (11.8%)	17 (13.4%)	10 (7.9%)	35 (27.6%)	45 (35.4%)	5 (3.9%)	1.16%	125 (98.4%)	124 (97.6%)	21 (16.5%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)
大分県	7,100	61 (100.0%)	2 (3.3%)	6 (9.8%)	4 (6.6%)	39 (63.9%)	8 (13.1%)	2 (3.3%)	0.86%	61 (100.0%)	60 (98.4%)	18 (29.5%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)
宮崎県	6,776	72 (100.0%)	6 (8.3%)	10 (13.9%)	4 (5.6%)	23 (31.9%)	28 (38.9%)	1 (1.4%)	1.06%	72 (100.0%)	70 (97.2%)	14 (19.4%)	2 (2.8%)	0 (0.0%)
鹿児島県	9,949	228 (100.0%)	33 (14.5%)	22 (9.6%)	18 (7.9%)	101 (44.3%)	51 (22.4%)	3 (1.3%)	2.29%	226 (99.1%)	226 (99.1%)	115 (50.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
沖縄県	8,010	99 (100.0%)	23 (23.2%)	55 (55.6%)	3 (3.0%)	8 (8.1%)	5 (5.1%)	5 (5.1%)	1.24%	67 (67.7%)	65 (65.7%)	26 (26.3%)	1 (1.0%)	1 (1.0%)
合計	594,268	9,451 (100.0%)	1,047 (11.1%)	1,192 (12.6%)	757 (8.0%)	3,567 (37.7%)	2,607 (27.6%)	281 (3.0%)	1.59%	9,258 (98.0%)	9,128 (96.6%)	2,141 (22.7%)	114 (1.2%)	16 (0.2%)

※1 「重大違反対象物」とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第1に掲げる用途に供される防火対象物のうち、消防法(昭和23年法律第168号)第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもので、次に掲げるものをいう。

(1)これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの  
(2)(1)以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障が有るもの※

※「機能に重大な支障のあるもの」とは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。

注)重大違反対象物に該当するか否かは、消防用設備等の設置単位ごとに、かつ、複合用途防火対象物の場合は、同一用途に供される部分ごとに判断。

※2 調査基準日は平成27年6月30日であるが、消防本部で運用している予防業務システムの仕様等により調査基準日での集計ができない場合は、消防本部が集計可能な任意の時点で集計。

※3 「特定防火対象物」とは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物をいう。

※4 「重大違反対象物数」は、消防本部において覚知・集計している重大違反対象物の数である(立入検査の実施状況等により、覚知していないものが存在する場合がある。)。

※5 平成27年6月30日を基準日とする。

※6 回答要領に従い「不明」の旨回答があつたもののほか、回答要領による回答がなく覚知年月日が不明であるものを含む。

消防予第265号  
平成27年6月30日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査について（依頼）

重大な消防法令違反対象物の実態については「重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査について」（平成27年1月14日付け消防予第12号。以下「前回調査」という。）により調査を行い、「重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査の結果について」（平成27年3月31日付け事務連絡。以下「調査結果」という。）において、その結果をお知らせしたところです。

調査結果からは、特定防火対象物について、屋内消火栓設備に係る重大な消防法令違反対象物が2,272対象、スプリンクラー設備に係る重大な消防法令違反対象物が314対象、自動火災報知設備に係る重大な消防法令違反対象物が9,822対象確認されたところです。

重大な消防法令違反対象物は、火災危険性が高いものであると考えられることから、各消防本部においては、重点的に違反の是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、躊躇することなく命令等厳格な措置を実施し、その早期是正を図っていただいているところです。

つきましては、下記のとおりフォローアップ調査を実施することとしましたので、御協力いただきますようお願いします。

なお、今後は継続してフォローアップ調査を実施することを検討しており、次回は平成27年12月31日を基準日として実施するとともに、以降は防火対象物実態等調査（基準日：平成28年3月31日）の一環として実施することを予定しています。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いします。

### 記

#### 1 調査対象

令別表第1に掲げる用途に供する防火対象物のうち、消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもので、次に掲げるもの

- (1) これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの

(2) (1)以外のもので、これらの消防用設備等のいずれかが、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの※  
※ 「機能に重大な支障があるもの」とは、機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。

注) 調査対象に該当するか否かは、消防用設備等の設置単位ごとに、かつ、複合用途防火対象物の場合は、同一用途に供される部分ごとに判断するものとする。

## 2 調査基準日

平成 27 年 6 月 30 日

※ 消防本部内で運用している予防業務システムの仕様等により指定した調査基準日での集計ができない場合は、集計可能な任意の時点とする。

## 3 回答要領

(1) 消防本部（東京消防庁、各指定都市消防本部を含む。）

別紙 1「調査様式」に、別紙 2「調査様式入力要領」にしたがって必要事項を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

以下ア及びイの様式を、別紙 5「都道府県回答要領」にしたがって作成し、電子データにより、ウの宛先へ送付願います。

ア 別紙 3 都道府県取りまとめ様式（その 1）対象物一覧

イ 別紙 4 都道府県取りまとめ様式（その 2）消防本部別義務対象物数等一覧

ウ 宛先等

消防庁予防課企画調整・制度・防災管理係 柴田 (d.shibata@soumu.go.jp) 宛

## 4 留意事項

(1) 集計の関係上、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないこと。

(2) 前回調査では、調査対象に該当する防火対象物を覚知しているが、その内容等を消防本部で集計できていないこと等により、回答期限までに集計出来ない場合は「未集計」又は「一部未集計」として回答いただきましたが、今回の調査では、調査対象に該当する特定防火対象物は全て集計の上、御回答ください。

なお、次回調査では特定防火対象物以外の調査対象についても、全て御回答をいただく予定です。

## 5 回答期限

平成 27 年 8 月 10 日（月）

## 6 その他

調査の結果は、一覧表の形式（前回調査結果の形式）にて都道府県及び消防本部へフィードバックする予定としていること。